

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年年大蔵省令第二十四号）

改正後	改正前
（パーチェス法を適用した場合の注記） 第十七条の四 連結財務諸表規則第十五条の十二の規定は、パーチェス法を適用した場合について準用する。この場合において、同条第一項（第十一号を除く。）、第二項及び第三項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第二号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条第十一号中「連結会計年度の翌連結会計年度以降」とあるのは「中間連結会計期間の末日後」と、同条第十二号及び第三項第一号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。 （株主資本の分類及び区分表示） 第四十五条 （略） 2 （略） 3 連結財務諸表規則第四十三条第三項及び第四項の規定は、自己株式及び自己株式申込証拠金について準用する。 第七十五条 財務諸表等規則第四百四条の規定は、評価・換算差額等に	（パーチェス法を適用した場合の注記） 第十七条の四 連結財務諸表規則第十五条の十二の規定は、パーチェス法を適用した場合について準用する。この場合において、同条第一項、第二項並びに第三項第一号及び第二号中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第二号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条第一項第十二号及び第三項第一号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。 （株主資本の分類及び区分表示） 第四十五条 （略） 2 （略） 3 連結財務諸表規則第四十三条第三項及び第四項の規定は、自己株式及び自己株式申込証拠金について準用する。この場合において、同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。 第七十五条 財務諸表等規則第四百四条の規定は、評価・換算差額等に

ついて準用する。この場合において、同条中「第百条第二項」とあるのは「第七十二条第二項」と、「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」と、「当事業年度変動額」とあるのは「当中間連結会計期間変動額」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と読み替えるものとする。

第七十六条 (略)

2 新株予約権の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第七十七条 (略)

2 少数株主持分の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

(発行済株式に関する注記)

第七十八条 財務諸表等規則第百六条第一項の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同項第一号中「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。

ついて準用する。この場合において、同条中「事業年度末」とあるのは「中間連結会計期間末」と、「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

第七十六条 (略)

2 新株予約権の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載することを妨げない。

第七十七条 (略)

2 少数株主持分の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載することを妨げない。

(発行済株式に関する注記)

第七十八条 財務諸表等規則第百六条第一項の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同項第一号中「事業年度末」とあるのは「中間連結会計期間末」と、「事業年度に」とあるのは「中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。

(自己株式に関する注記)

第七十九条 財務諸表等規則第七十九条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一号中「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。

(新株予約権等に関する注記)

第八十条 連結財務諸表規則第七十九条の規定は、新株予約権及び自己新株予約権について準用する。この場合において、同条第一項第三号及び第四項中「連結会計年度末」とあるのは「中間連結会計期間末」と、同条第三項中「当連結会計年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当連結会計年度に」とあるのは「当中間連結会計期間に」と、同条第四項及び第五項第一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(配当に関する注記)

第八十一条 財務諸表等規則第九十九条第一項の規定は、配当について準用する。この場合において、同項第三号中「当事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「翌事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

(自己株式に関する注記)

第七十九条 財務諸表等規則第七十九条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一号中「事業年度末」とあるのは「中間連結会計期間末」と、「事業年度に」とあるのは「中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。

(新株予約権等に関する注記)

第八十条 連結財務諸表規則第七十九条の規定は、新株予約権及び自己新株予約権について準用する。この場合において、同条第一項第三号、第三項及び第四項中「連結会計年度末」とあるのは「中間連結会計期間末」と、同条第三項中「連結会計年度中」とあるのは「中間連結会計期間中」と、同条第四項及び第五項第一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(配当に関する注記)

第八十一条 財務諸表等規則第九十九条第一項の規定は、配当について準用する。この場合において、同項第三号中「事業年度」とあるのは、「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

改 正 案										現 行											
様式第四号										様式第四号											
【中間連結貸借対照表】										【中間連結貸借対照表】											
		前中間連結会計期間末 （平成 年 月 日）			当中間連結会計期間末 （平成 年 月 日）			前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 （平成 年 月 日）					前中間連結会計期間末 （平成 年 月 日）			当中間連結会計期間末 （平成 年 月 日）			前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 （平成 年 月 日）		
区 分	注記 番号	金 額（円）		構成比 （％）	金 額（円）		構成比 （％）	金 額（円）		構成比 （％）	区 分	注記 番号	金 額（円）		構成比 （％）	金 額（円）		構成比 （％）	金 額（円）		構成比 （％）
（資産の部）											（資産の部）										
I 流動資産											I 流動資産										
現金及び預金			×××			×××			×××		現金及び預金			×××			×××			×××	
受取手形及び売掛金			×××			×××			×××		受取手形及び売掛金			×××			×××			×××	
有価証券			×××			×××			×××		有価証券			×××			×××			×××	
たな卸資産			×××			×××			×××		たな卸資産			×××			×××			×××	
その他			×××			×××			×××		その他			×××			×××			×××	
流動資産合計			×××			×××			×××		流動資産合計			×××			×××			×××	
II 固定資産											II 固定資産										
有形固定資産			×××			×××			×××		有形固定資産			×××			×××			×××	
無形固定資産			×××			×××			×××		無形固定資産			×××			×××			×××	
のれん		×××			×××			×××			のれん		×××			×××			×××		
その他		×××	×××		×××	×××		×××	×××		その他		×××	×××		×××	×××		×××	×××	
投資その他の資産			×××			×××			×××		投資その他の資産			×××			×××			×××	
固定資産合計			×××			×××			×××		固定資産合計			×××			×××			×××	
III 繰延資産			×××			×××			×××		III 繰延資産			×××			×××			×××	
資産合計			×××			×××			×××		資産合計			×××			×××			×××	
（負債の部）											（負債の部）										
I 流動負債											I 流動負債										
支払手形及び買掛金			×××			×××			×××		支払手形及び買掛金			×××			×××			×××	
短期借入金			×××			×××			×××		短期借入金			×××			×××			×××	
引当金			×××			×××			×××		引当金			×××			×××			×××	
その他			×××			×××			×××		その他			×××			×××			×××	
流動負債合計			×××			×××			×××		流動負債合計			×××			×××			×××	
II 固定負債											II 固定負債										
社債			×××			×××			×××		社債			×××			×××			×××	
長期借入金			×××			×××			×××		長期借入金			×××			×××			×××	
引当金			×××			×××			×××		引当金			×××			×××			×××	
負ののれん			×××			×××			×××		負ののれん			×××			×××			×××	
その他			×××			×××			×××		その他			×××			×××			×××	
固定負債合計			×××			×××			×××		固定負債合計			×××			×××			×××	

